

■預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
第3条 お届け印 取引において、お客さまの使用する印が当社との預金口座取引を開始する際に、取引に使用する印として登録された印（お届け印）と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったときは、それが盗用、不正使用、その他の事故により、使用者がお客さま本人でなかった場合でも、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。（現在、お届け印の届け出は不要のため、2006年10月21日以前に新規口座開設申し込みされた個人のお客さま、2018年11月29日以前に新規口座開設申し込みされた営業性個人のお客さま、および2021年6月21日以前に新規口座開設申し込みされた法人のお客さまが対象となります）	第3条 お届け印 取引において、お客さまの使用する印が当社との預金口座取引を開始する際に、取引に使用する印として登録された印（お届け印）と一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったときは、それが盗用、不正使用、その他の事故により、使用者がお客さま本人でなかった場合でも、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。（現在、お届け印の届け出は不要のため、2006年10月21日以前に新規口座開設申し込みされた個人のお客さま、2018年11月29日以前に新規口座開設申し込みされた個人事業主のお客さま、および2021年6月21日以前に新規口座開設申し込みされた法人のお客さまが対象となります）
第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 3. (2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当社は、その損害を補填いたします。ただし、お客さまの故意または重大な過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補填を相当でないと認めたときは、この限りではありません。 ア. 偽造または変造キャッシュカードによる取引 イ. 盗難キャッシュカードによる取引 ウ. 第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みなどを行った場合 (3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補填する場合、その損害の全部または一部を、当社と保険会社で締結したキャッシュカード盗難保険規定、普通預金口座不正使用保険規定にしたがい保険金を支払うことによって補填すること	第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 3. (2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当社は、その損害を補償いたします。ただし、お客さまの故意または重大な過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補償を相当でないと認めたときは、この限りではありません。 ア. 偽造または変造キャッシュカードによる取引 イ. 盗難キャッシュカードによる取引 ウ. 第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みなどを行った場合 (3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補償する場合、その損害の全部または一部を、キャッシュカード盗難補償規定、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）にした

ができるものとします。	がい補償します。
第 8 条 自動機による取引 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカード、またはカードレス ATM および暗証番号を使用して行うこととします。 お客さまの入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害については当社は責任を負いません。 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しをあわせて当社所定の金額とさせていただきます。 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。 カードレス ATM の定義、取り扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。	第 8 条 自動機による取引 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカード、またはカードレス ATM および暗証番号を使用して行うこととします。 お客さまの入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害について、当社は責任を負いません。 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しをあわせて当社所定の金額とさせていただきます。 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。 カードレス ATM の定義、取り扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。